

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月分の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月
国民年金の加入手続をしたが、その期間の記録が無い。年金手帳にもその記録は記載されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成4年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、申立期間を含む国民年金保険の手続（平成3年4月1日取得、同年5月1日喪失、4年4月1日取得）を行ったことは、申立人が所持する年金手帳及びA市役所が保管する国民年金被保険者台帳の記載事項から確認できる。しかし、オンライン記録では、申立期間は未加入の期間とされており、行政側の事務に齟齬がみられる。

また、申立期間が1か月と短期間であり、申立人は厚生年金保険から国民年金保険への切替手続を適切に行っている上、他の国民年金加入期間中には未納は無く、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 38 年ごろ、役所から年金未納分の通知を受け、早々に納付してきた旨妻から聞いている。当時は左官業をしており金銭的に困難な時代ではなかったため、未納期間は無いと思っていた。妻は既に他界しているが納付してきた報告は受けているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 36 年 6 月 1 日に A 県 B 区において払い出されていることが確認でき、この時点において申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、夫婦の保険料納付をすべて妻に任せていたと証言しているところ、夫婦共に申立期間を除き 60 歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金加入時から昭和 42 年 3 月まで同じ場所で生活しており、申立期間当時、自営の左官業も順調であり、金銭的にも保険料の納付が困難な状況では無かったと説明しており、申立人の生活環境、経済的状况に大きな変化があった事情も見当たらないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月11日とし、標準報酬月額を31年5月から同年7月までは5,000円、同年8月は7,000円とすること、また、申立期間②のB社における資格取得日に係る記録を32年9月1日に、資格喪失日に係る記録を34年4月1日とし、標準報酬月額を32年9月から33年9月までは7,000円、同年10月から34年3月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和31年5月1日から同年9月11日まで
②昭和32年9月1日から34年4月1日まで

私は昭和31年5月ごろA社に入社し、同年9月に同社が倒産したため、同社社長が新たに設立したB社に移り、34年3月まで勤務していた。しかし、両事業所における厚生年金保険加入記録が見当たらない。当時、同じ職場で働いていた妻と同級生であったC氏には加入記録が有るのに、私の記録が無いのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてはB社にそれぞれ勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚がA社当時の勤務を記憶している上、昭和32年9月1日にB社に入社したとする同僚は「申立人とは同じ寮に住み、申立人は自分より2年ぐらい前に入社していた。」と証言しているほか、31年2月3日に入社したとする申立人の妻（当時の同僚）は、同年5月ごろ夫と知り合

ったとしている。

さらに、昭和 26 年から勤務している同僚は「申立人が両事業所に勤務していたことを覚えている。寮に住み込んでいた従業員が厚生年金保険に加入していないはずはない。」と証言している。

加えて、申立人が記憶する同僚 13 人全員に両事業所のいずれかに厚生年金保険加入記録が有るほか、回答があった同僚 9 人のうち 6 人は、自身が記憶する勤務期間と厚生年金保険加入記録は一致していると証言していることから、当時、両事業所においては、ほぼすべての従業員が入社と同時に厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、両事業所において、申立人と同時期に勤務し、申立人と同一職種、同年代の同僚の標準報酬月額から、昭和 31 年 5 月から同年 7 月までは 5,000 円、同年 8 月は 7,000 円、32 年 9 月から 33 年 9 月までは 7,000 円、同年 10 月から 34 年 3 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、両事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び役員も亡くなっていることから、保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、両事業所における申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年4月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月22日から36年4月24日まで

昭和33年4月に夫とともにA社に入社し、39年9月に独立(自営)する夫とともにB県に移るまでの間、継続して同社社員寮の管理の仕事をしていた。入社直後の社員研修旅行(C県)に私は正社員として参加しているのに、厚生年金保険被保険者記録が入社の約3年後からとなっているのは納得できない。正しい記録に直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の元社員からの「申立人は申立人の夫と一緒に入社した。寮で炊事をしていた。」等の証言が申立人の申述内容と一致することから、申立人が申立期間において、同社社員寮で勤務していたことが認められる。

また、申立人は「私が入社してから2年ほど経過した昭和35年ごろ、社員の昼食の弁当を寮で作ることになり、業務が多忙となったため、会社は年輩の女性(故人)を採用し、炊事など私がしていた仕事を手伝ってもらっていた。寮の仕事をしていた社員は私と彼女の2人だった。」と申述しているところ、他の複数の元社員から上記申立人の申述を裏付ける証言が得られた上、事実、社員寮で申立人を補助し、炊事などの業務に従事していたとする当該同僚には35年4月から16か月間、厚生年金保険の被保険者記録が有ることから、申立人の担当業務を補助していた当該同僚に被保険者記録が有る一方で、申立人に申立期間の被保険者記録が無いのは不自然である。

さらに、文書照会に対する回答が得られた元社員はいずれも「A社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言しており、事実、これら社員自らが入（退）社したとする時期とその被保険者記録はおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録及び元同僚の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和40年12月26日に全喪し、事業主は既に死亡していることから確認できないものの、被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、申立期間に行われるべき事業主による申立てどおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届や報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が、36年4月24日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る33年4月から36年3月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨厚生年金 事案 317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 1 日から平成元年 1 月 1 日まで

昭和 57 年 6 月に父の経営する A 事業所に入社し、私と母が会社の給与事務を担当し、平成 13 年 6 月まで勤務していた。私だけが昭和 61 年 1 月から 63 年 12 月まで厚生年金に加入しなかった理由は無く、申立期間に係る資格得喪手続をした記憶も無く、健康保険証も所持していたはずであり、同年同月に結婚して姓が変わった以外に何も変更した覚えは無いので、厚生年金に加入していたのは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の親族の証言から、申立人が申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

申立人は、昭和 57 年 6 月 1 日に A 事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得し、61 年 1 月 1 日に資格を喪失しているところ、資格喪失から約 2 か月後の同年 2 月 27 日に被保険者証返納済である旨の記載が健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認でき、その翌日の 28 日に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、同年 1 月から 63 年 12 月までの申立期間の全期間、国民年金保険料が現年度納付済みであり、このうち収納年月日の確認できる 62 年 4 月から 63 年 12 月までについてみると、毎月、当月分が翌月末に納付されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同一世帯で A 事業所の経営者であった申立人の父及び申立人と一緒に給与事務を担当していたとする母は、共に申立期間を含む昭和 36 年 4 月から平成 2 年 9 月までの期間、国民年金に加入し保険料納付済みとなっており、事業所が法人化された同年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

一方、申立人は、両親及び妹と同居し、昭和 63 年 12 月に結婚して転居したとしているところ、年金手帳に、平成元年 1 月 6 日に住所変更した旨の記載があり、この日付は、A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の再取得日と同年月日である。

以上の状況から、個人事業主又はその同居親族が自ら、厚生年金保険被保険者であった申立人の資格喪失手続及び国民年金加入手続と国民年金保険料の納付並びに厚生年金保険被保険者資格の再取得手続を行ったと推認できる。

このほか、申立内容を裏付ける事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。